

令和5年4月4日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人大阪府医師会  
(公印省略)

## 職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

平素より本会事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

ウイルス性肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、肝炎対策基本指針（平成28年厚生労働省告示第278号）が定められているところです。

本件は、令和4年3月7日に同指針の見直しが行われたことから、今般、厚生労働省健康局長、労働基準局長、職業安定局長、保険局長連名により各事業主団体及び関係団体の長あてに通知がなされたことをご知らせするものです。

見直し後の指針では、従来の治療法であるインターフェロン治療から副作用の少ない内服での治療が主流となったことにより、心身などへの負担がより少なくなり働きながら治療を受けられる環境の整備等が重要となっており、一層の対策の推進とリーフレットの活用について協力要請がございました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
2. 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮をすること。
3. 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
4. 労働者が肝炎の治療と仕事の両立が行えるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、通院に対する休暇の付与等、特段の配慮をすること。
5. 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。

### (参考)

○日本医師会ホームページ「メンバーズルーム」から別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2022ken2\\_2412.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2022ken2_2412.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）です。

※ユーザー名・パスワード等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで。

### 【担当事務局】

大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875